

# 第1回横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事 技術提案等評価委員会

## 議事次第

### 1 日時

令和5年2月6日（月）15:00～17:00

### 2 場所

場所：市庁舎18階共用会議室「みなと4・5」

### 3 議事

- (1) 横浜市挨拶
- (2) 委員紹介
- (3) 条例等の確認
- (4) 保土ヶ谷工場再整備工事概要の説明
- (5) 議題
  - 1) 委員長選出
  - 2) 技術提案等の評価項目及び評価基準
- (6) その他

### 〔配付資料〕

- 【資料1】 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会委員名簿
- 【資料2】 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例
- 【資料3】 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会運営要綱
- 【資料4】 保土ヶ谷工場再整備工事概要

横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事  
技術提案等評価委員会委員名簿

(敬称略 50音順)

委員名	現職名
大迫 政浩	国立環境研究所資源循環領域 領域長
小野田 弘士	早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科 教授
田中 稲子	横浜国立大学院都市イノベーション研究院 教授
花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授
藤原 周史	一般財団法人日本環境衛生センター環境事業第三部 部長
森 朋子	国土舘大学政経学部 講師
柳井 薫	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会 会長

## 横浜市条例第37号

## 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例

## (設置)

第1条 横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事に係る入札における高度な技術又は優れた工夫を含む提案（以下「技術提案等」という。）について審査し、及び評価するため、市長の附属機関として、横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 技術提案等の評価項目及び評価基準に関すること。
- (2) 技術提案等の審査及び評価に関すること。
- (3) その他技術提案等の審査及び評価に関し市長が必要と認める

## 事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

( 庶 務 )

第 8 条 委員会の庶務は、資源循環局において処理する。

( 委 任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

( 施 行 期 日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( この条例の失効 )

2 この条例は、第 2 条第 2 号に掲げる審査及び評価に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事  
技術提案等評価委員会 運営要綱

制 定 令和5年1月23日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例（令和4年12月28日横浜市条例第37号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担任事務)

第2条 委員会は、条例第2条に基づき、次の事項を担任する。

- (1) 条例第2条第1号に関すること。  
事業者に提出を求める高度な技術や優れた工夫を含む提案（以下「技術提案等」という。）の評価項目及び評価基準の審議
- (2) 条例第2条第2号に関すること。  
事業者より提出された技術提案等の審査及び評価
- (3) 条例第2条第3号に関すること。

(委員)

第3条 委員は、条例第3条第2項に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 廃棄物処理、環境学習、建築の分野に関する学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 委員の代理は、認めないものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合は、委員長は会議の一部又は全部を非公開とする。

- 2 委員長は、会議を非公開とするときは、出席した委員の承諾を得なければならない。
- 3 委員長は、会議を非公開とする決定をしたときは、その旨を宣告するものとする。
- 4 会議を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、委員長は当該傍聴者等を会議場から退去させるものとする。

(委員の責務)

第5条 委員は、第2条に定める担任事務を常に公正、公平及び中立に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず第2条で審議する技術提案等に関与してはならない。
- 3 委員は、審議の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報酬等)

第6条 委員会出席に伴う委員（本市職員を除く。以下同じ。）への報酬の額は、出席1回につき次のとおりとする。

- (1) 委員長 25,000円
- (2) 前号以外の委員 20,000円

- 2 横浜市資源循環局は、委員が会議への出席のため、首都圏外から移動する場合に限り、交通費を負担する。
- 3 前項の交通費は、委員の勤務先（勤務していない場合は自宅）から会議の会場まで公共交通機関を使用した場合の往復運賃とし、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、資源循環局適正処理計画部施設計画課において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。



# 保土ヶ谷工場再整備 事業概要

横浜市資源循環局適正処理計画部  
施設計画課

2023年2月6日

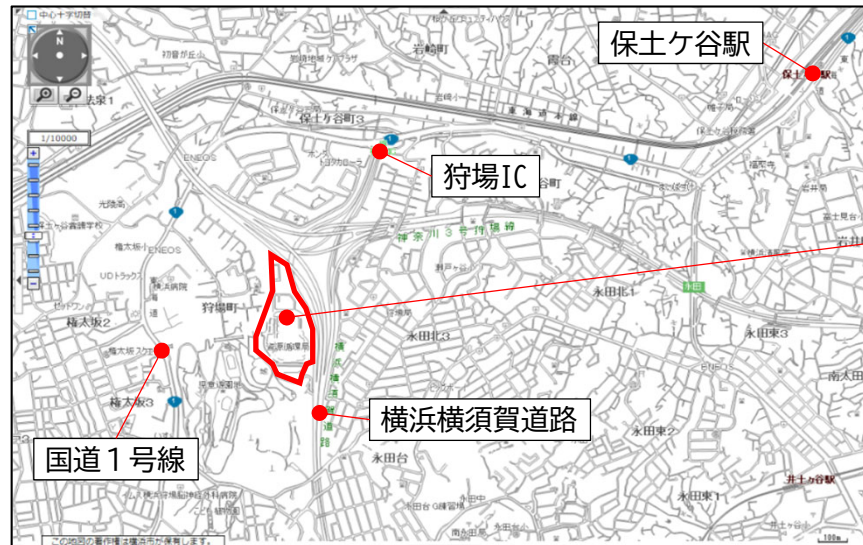
明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

# 保土ヶ谷工場について



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

- 昭和55年に建設（焼却能力：1,200トン/日）
- 平成22年にごみ焼却の一時休止
- その後は燃やすごみの中継輸送施設として稼働



案内図



# 保土ヶ谷工場再整備の必要性



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

横浜市では4つの  
ごみ焼却工場が稼働



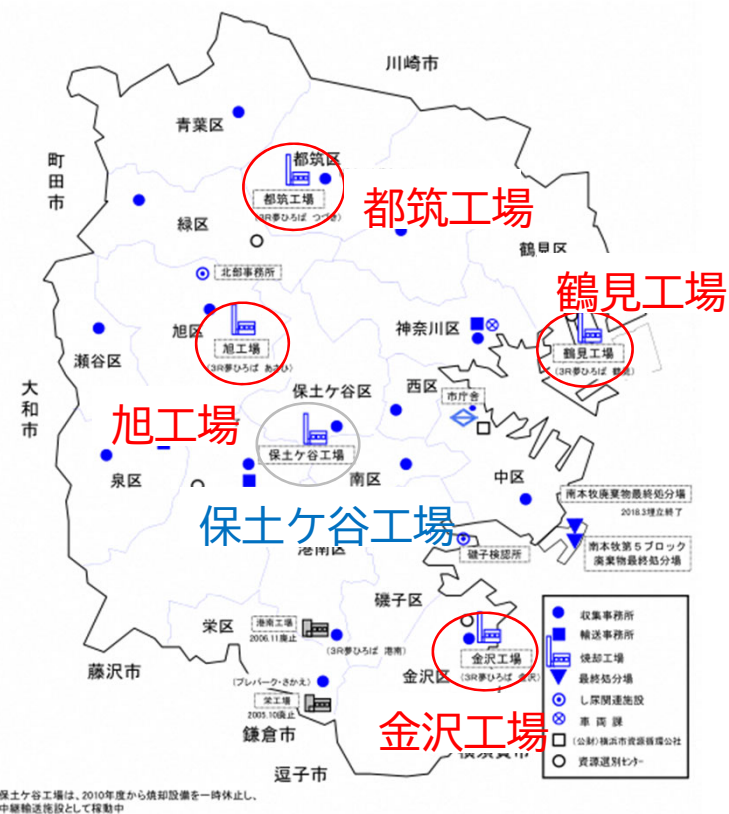
都筑工場が令和10年度頃に  
寿命を迎える



残る3工場では処理能力が不足



保土ヶ谷工場を再整備



焼却工場配置図

# 保土ヶ谷工場再整備の経過



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

2018 (H30) 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・ヨコハマ3R夢プラン (※) 推進計画 (2018~2021) 策定 新工場の整備を位置付け</li></ul> <p>(※) ヨコハマ3R夢プラン=横浜市一般廃棄物処理基本計画</p>
2019 (R1) 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・工場整備基本構想 (保土ヶ谷工場の再整備を決定)</li></ul>
2020 (R2) 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業手法の決定 (公設公営方式)</li></ul>
2021 (R3) 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・発注方式の決定 (設計・施工一括発注方式)</li><li>・保土ヶ谷工場整備計画 (再整備における視点を決定)</li></ul>
2022 (R4) 年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活環境影響調査書 縦覧</li><li>・保土ヶ谷工場技術仕様検討委員会</li></ul>

# 保土ヶ谷工場再整備における視点



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

1. 安全で安定したごみ処理を行う焼却工場

2. 地域に根ざした焼却工場

3. 脱炭素社会の一翼を担う焼却工場

# 安全で安定したごみ処理を行う焼却工場



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

## (1) 処理能力 1,050トン/日 (350トン/日×3炉)

安定したごみ処理や災害廃棄物処理等を考慮  
炉形式は全連続ストーク式を選定

## (2) 環境保全対策

施設の公害防止基準を確実に遵守  
最新の機器を導入し、可能な限り環境に配慮

## (3) 施設の強靭化

大規模災害時にも耐えうる強靭な施設とし、  
ごみの焼却・発電を継続

## (4) 経済性

運営経費の徹底的な削減や施設の長寿命化等による  
ライフサイクルコスト低減

# 地域に根ざした焼却工場



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

## (1)大規模災害への備え

災害時にごみ焼却で得られた電気を地域で活用

## (2)熱の有効利用

ごみ焼却により発生した熱を市民サービスの向上に資するよう有効活用

## (3)環境学習の拠点

大人から子供まで環境について広く学べる拠点の整備

## (4)デザイン

経済性を考慮しつつ、周辺の景観との調和、圧迫感の軽減、清潔感の向上等に配慮

# 脱炭素社会の一翼を担う焼却工場



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER

## (1)環境にやさしいエネルギーの創出

高効率発電設備の導入やごみの性状に合わせた最適な運転管理により、環境にやさしいエネルギーの最大限創出

## (2)創出したエネルギーの活用

創出したエネルギーの市域で活用  
脱炭素社会の実現と市内経済活性化に貢献

## (3)創出したエネルギーの蓄え

災害時には、蓄えた電気を非常用電力として活用

